

誓約書

年 月 日

久留米市長様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

久留米市保育所給食用物資納入にあたり、次の事項を誓約します。

1 下記要件を満たしていることに、相違ありません。

【久留米市保育所給食用物資納入希望者資格要件】

【基本姿勢】

保育所給食や食育に協力的姿勢で臨み、安全で良質な物資を適正価格で円滑な納入ができること。

【立地条件】

- ・原則として、久留米市内に店舗等を有すること。ただし、久留米市近郊の業者で久留米市内への配送体制が確立されている場合は、この限りではない。
- ・製造加工を要する食品については、市内に製造加工の設備があること。ただし、市内で製造加工ができない物資又は必要数量の調達が困難な物資については、この限りではない。

【納入条件】

- ・食品に関する法律及び諸規定を遵守していること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・営業経歴及び経営状態が良好であること。
- ・3年以上、同種の営業を継続し、かつ、6ヶ月以上保育所又は学校給食食料を納品している実績があること。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- ・指示した期日、時刻に指定の場所に納入できること。
- ・物資の交換を要する場合は、直ちに対応できること。
- ・可能な限り国産品を使用し、野菜及び米類、果物に関しては久留米産を積極的に使用すること。
- ・納品書・内訳書については、物資納入時に提出すること。野菜及び米類、果物、魚介類、肉類の納入に関しては、納品書・内訳書の品名欄等に生産地名を記載すること。

【衛生管理】

- ・従業員の健康管理が十分行われており、かつ、衛生教育が十分に行われていること。
- ・食品管理をしている店舗等において整理整頓及び適温管理、衛生管理が適切に行われていること。
- ・製造加工業者については、材料保管場所、製品保管場所、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。

2 久留米市暴力団排除条例に基づき、下記事項について、いずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であつて、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

※解釈：「密接な交際」とは、たとえば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

3 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、警察への照会に応じます。

4 上記の項目に違反した場合及びその他の理由により不適格納入業者であると認められたときは、登録を取り消されても異存がありません。